

1. 経営理念

私たちは「誠心」「誠意」を信条に、時代を見据えた協同活動を展開し、着実に豊かな地域社会づくりをリードします。

JAの経営ビジョン

「誇りと信頼度No.1を目指します。」

1. 礼儀正しく、親切・誠実・公平な態度で明るさを持って組合員対応をする。
2. 人間的な信頼関係を築き、組合員とのふれあいを深める。
3. 業務に精通し、迅速にして正確・丁寧に責任を持って業務を遂行する。
4. 「自己啓発計画」を樹立・実践し、職務に必要な知識・技能・態度の向上を図る。
5. 職場規律を守り、意志疎通と協調によって職場の活性化を図る。
6. 組合員の財産である組合の施設、機械器具、備品など大切に維持保管する。
7. 家族を含め心身の健康管理に努め、常に意欲を持って与えられた職務に取り組む。

2. 経営方針

国内経済は、政府の「日本再興戦略」において、医療・雇用・農業分野の規制改革や法人減税を柱としたアクションプランを立てられ、地方の活性化などの成長戦略が打ち出されました。それに伴い、大幅な金融緩和や円高の進行により株価が上昇したものの、消費税の増税や物価の高騰で景気の回復に実感がない状況となっています。先行きについては、楽観視する一方で、不安要素もあり不透明な状況となっています。

一方、農業をめぐる情勢では、TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉に参加を表明して以降、早期の合意に向け、参加国間の調整が行われています。特に日米間の動きや米国内における TPA（大統領貿易促進権限）の成立が焦点となっていますが、農畜産物重要 5 品目に関する国会決議の内容が遵守されるように、交渉内容とその行方を注視するとともに、必要な要請活動を継続する必要があります。

農業の国内政策においては、農林水産業・地域活力創造プランが取りまとめられ、その内容は農業従事者の高齢化が進む中での担い手の確保、耕作放棄地が増加する中での農地の集積や有効活用を図るべく、産業政策と地域政策の両輪で農業政策を大きく見直す方針となっています。特に、担い手への農地集積、集約化を進めるため、農地中間管理機構を創設しました。この他にも、新規就農者の確保、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し、食料自給率・自給力の向上に向けた水田フル活用、生産基盤の整備などの必要な改革を進め、農業を成長産業とするとしています。また、こうした農業改革を進めるべく、60 年ぶりの農協改革に取り組むとして、農協法の改革が打ち出されました。こうしたことは JA グループ全体の大きな転換点であり、当 JA においても組織、事業、経営管理の面で法律改正等への対応が必要となっています。

このように国の農業政策や制度が大きく変化する中であっても、当 JA は組合員の皆様と共に地域の農業を振興し、農家の農業所得の高揚を図るべく取り組みを継続してまいりたいと考えます。具体的には、米を中心として販売を意識した生産活動の展開、水田を活用した野菜等の生産振興、消費者視点に立った安全で安心な農産物づくりと供給体制の確立、新たな担い手として集落組織の法人化育成とそれらの組織との連携を進めて参ります。

平成 27 年度は、第 4 次地域農業振興計画と第 5 次中期経営計画の実践の最終年度に当たり、「次代へつなぐ協同」として、接続可能な農業の実現、豊かで暮らしやすい地域社会の実現、協同組合としての役割の発揮といった 3 つの柱の項目内容の実現をはかります。

当 JA が目指すのは「人が集う協同の場づくり」でもあり、農業づくり、地域づくり、組織づくりの 3 つを作り上げるため、組合員・利用者・地域の皆さんの期待と負担に応えられるよう必要な改革にも取り組みます。今年度もこれまで以上に組合員の皆様の意識と行動を JA に結集いただき、共に歩んで参りたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

以下の内容は、地域農業戦略、中期計画の項目内容にそって、部門別に今年度の重点取組事項を明らかにします。

営農指導方針・生活事業方針

今年度は、第四次地域農業振興計画と第五次中期経営計画の実践が最終年度であり過去の経験を踏まえ、次の取組を通じて将来につなげる地域農業の振興を行い、魅力ある農業の実践に向けて取り組みます。

- ・担い手育成・確保のための支援
- ・消費者・実需者に選ばれる米づくりの取り組み
- ・実需者に選ばれる麦・大豆づくりへの取り組み
- ・水田フル活用による地域農業の振興
- ・次世代につなげる第5次地域農業振興計画の策定

生活事業では、地域住民の日々の生活で仲間づくりや出会いの《場》の提供を行う事が、日常生活の充実につながると考えます。さまざまな活動を通して JA 事業の理解度の向上につなげる活動を行います。

信用事業方針・共済事業方針

信用事業を取巻く環境については、金融市場における競争の激化、また、JA 改革の議論から JA 系統の在り方・存在意義等が世間から問われているといった厳しい情勢であります。そのような環境認識を踏まえ、現行中期戦略の最終年度となる平成 27 年度は、農業金融や地域金融機関として貢献するため、信用事業の基盤をより強固なものにする総仕上げと位置づけ、更なる事業伸長に取り組むこととします。

共済事業では、将来に向けた盤石な事業基盤を構築するため、共済未加入世帯や次世代・若年層への訪問活動により接点の拡充を図るとともに、エリア戦略を導入し地域の特性にあった推進活動に取り組みます。

そして豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

購買事業方針・販売事業および倉庫事業方針

購買事業では、農業従事者の減少や高齢化が進み、認定農業者・集落営農・法人組織などの担い手に農地の集約が進められています。

こうした状況の中で、組合員・利用者の皆さまの満足度・信頼度を向上し、期待され必要とされる事業展開を目指します。

販売事業・倉庫事業

- ・実需者へ蒲生米の知名度を向上させ、「良食味米」「売れる米」の販売強化に取り組み、農家皆様の生産意欲の向上と農業所得の向上に努め、信頼関係の構築につなげます。
- ・環境こだわり農産物への取り組みや生産履歴記帳運動により「安全・安心」で毎日食卓に上がる「おいしい」農産物の販売力の強化に取り組みます。
- ・施設で調整し実需者が求める均一の品質に仕上げ、市場から求めて頂ける農産物の販売に取り組みます。
- ・国内産の農産物の需要が増す中で、地産地消運動を展開し、直売所・量販店・学校給食等への食材提供などを行い、生産者の顔が見える販売に努めます。

利用事業方針・加工事およびその他事業方針

・大規模乾燥貯蔵施設

実需者に求めて頂く高品質な小麦、均一の水分で整粒歩合の高い蒲生米を供給する事で蒲生の農産物が市場の位置づけが優位になると考えます。良品質の農産物の流通に向けた取り組みとブランド化を目指します。

農業所得の向上と農業生産費用の軽減、労働時間の短縮化を目指す取り組みとして、半乾燥荷受けに取り組み、労働力の軽減と稼働率向上に努めます。

・育苗センター

法人組織も増え経営面積も大規模化し時代の流れに沿う中で、需要も高まっており

まず種子更新率の向上と経営体の省力化、育苗の精神的ストレスからの解消に向けた取り組みを行います。

健全な苗の移植が初期生育に大きな影響を及ぼし収量・品質まで影響すると言われております。健全な苗を供給しJA米の品質向上に努めます。

一般栽培でも種子の温湯消毒を行い環境にやさしい農業の実践を行います。

今年度からみずかがみの出芽米、硬化苗の供給を行います。

麦跡水稻、輸出米、飼料用稲で苗の供給を行います。

- ・農作業受委託

地域の太宗をなす小規模農家の経営を継続して頂くため過剰な投資の回避と、効率的な経営を維持する目的で事業の展開を行います。また特産大豆の産地化の推進と、特産野菜の栽培面積を拡大して頂く中で、作業の軽減と効率化をめざす目的で、作業機械の導入とフル稼働を行います。

農作業中の事故防止と作業機械の安全使用の啓発運動の実施。

耕畜連携事業を展開する中で堆肥散布を行い環境循環型農業の実践で土づくりの指導を行います。

- ・旅行センター

地域の親睦を深める旅行プランの推進と年金友の会や奥さまの集いイベント旅行を通じて「組合員とJA」、「組合員と組合員」の有機的なつながりを深める(場)の提供を目的として取り組み、「ゆとり」の活用役に役立てていただける事業展開を実施します。

- ・加工事業

味噌加工では、国内産農産物の需要が増す中で、蒲生地域特産の錦大豆と蒲生米を使用した安心・安全・おいしい『佐久良川みそ』を地域住民・ふるさとBOX等を通じて味わって頂き、伝統食材の魅力発信に努めます。

精米加工では、蒲生地域で生産された安全安心な「コメ」を消費者へお届けします。

- ・その他事業

農地利用集積円滑化事業では、既存の農地集積円滑化事業の展開に加え農地中間管理機構の創設にともない、県・市長と連携を密にして、このスキームを活用し農地の有効活用や農業経営の効率化に努めます。

また、担い手へ農地の集積・集約化を進め耕作放棄地の防止、作業効率の向上に努め行政機関と一体となって事業展開を行います。

経営管理方針

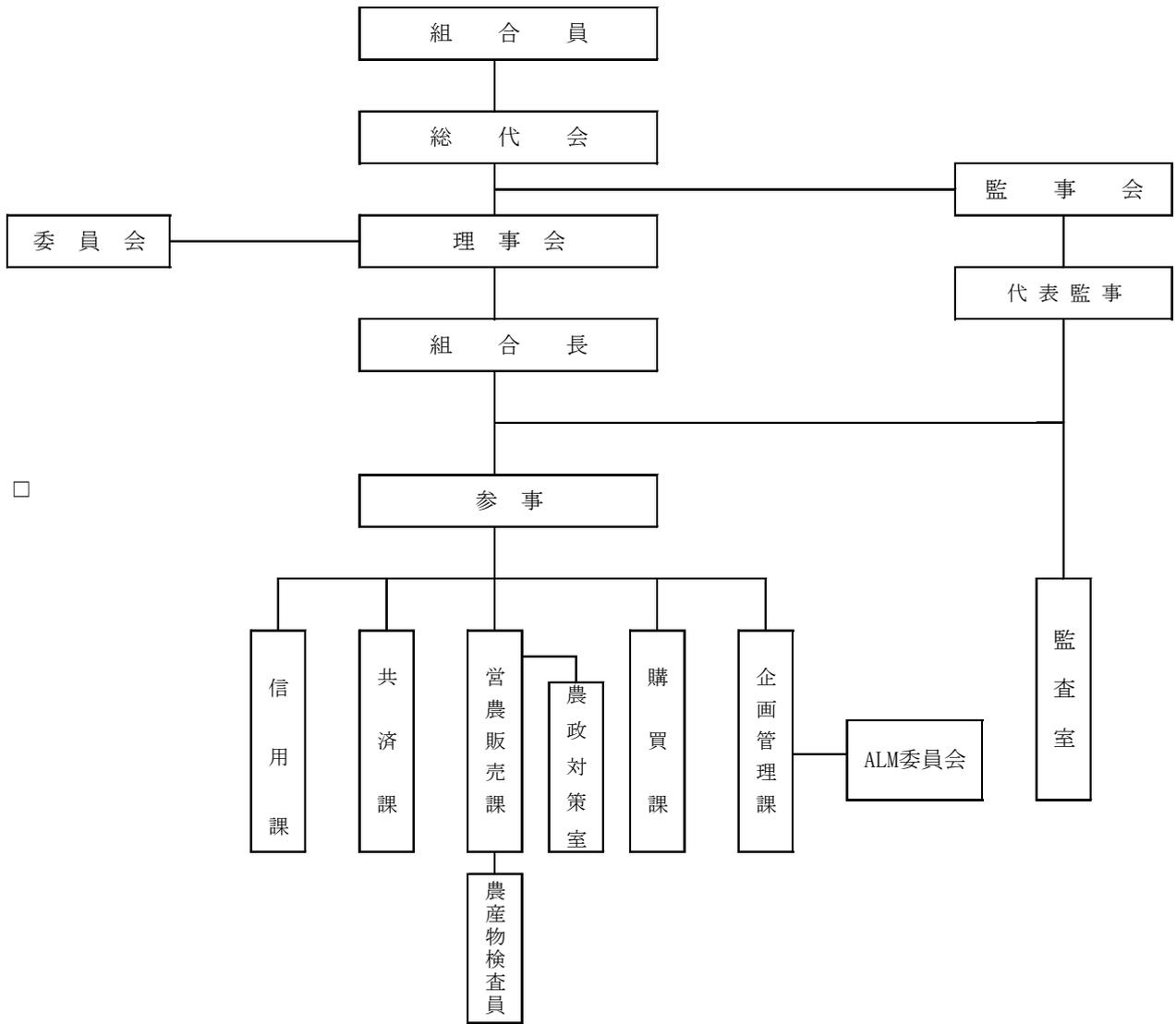
第5次中期経営計画の最終年度であり中期計画に基づき、組合員の世代交代、高齢化と人口減少、地域農業者の組織化、法人化により経営規模が2極化などの環境変化を意識した、“農業づくり、地域づくり、組織づくり”を強力に進め「世代へつなぐ協同」をテーマとしたJAらしい経営に向けて取り組み、「誇りと信頼度NO.1」を目指します。

3. JAの組織の概要

(1) JAのプロフィール

◇正式名称	滋賀蒲生町農業協同組合	◇組合員数	2,343人
◇設立	昭和41年2月	◇役員数	18人
◇本店所在地	東近江市市子殿町240番地	◇職員数	53人
◇出資金	4.1億円	◇施設拠点数	1施設
◇総資産	298.5億円		
◇単体自己資本比率	24.03%		

(2) 機構図



(3) 役員構成 (役員一覧)

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区 分		氏 名	就任年月日	任期満了 年月日	摘 要			
役職名	常勤・非常勤 の別					代表権 の有無		
	常勤					非常勤	有	無
代表理事 組合長	○		○		角 清和	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	実務精通役員
理 事		○		○	山中 新一	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	管理委員会・委員長
理 事		○		○	福井 勝	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	金融委員会・委員長
理 事		○		○	平井 博	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会・委員長
理 事		○		○	岡野 勉	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	管理委員会
理 事		○		○	森 隆一郎	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	管理委員会
理 事		○		○	大森 敦之	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	金融委員会
理 事		○		○	大塚 ふさ	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会
理 事		○		○	佐川 昭子	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会
理 事		○		○	奥村 美佐尾	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会
理 事		○		○	安田 孝吉	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会
理 事		○		○	野村 保子	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会
理 事		○		○	野村 秀平	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	経済委員会
理 事	○			○	村井 隆志	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	理事(兼) 参事(学経役員)
理 事	○			○	川西 治彦	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	理事(兼) 信用課長(学経役員)
監 事		○			山中 勇	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	
監 事		○			田中 政美	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	代表監事
監 事	○				今堀 盛雄	平成 26 年 6 月 21 日	平成 29 年総代会終了後	実務精通役員 (学経役員)「員外監事」

(4) 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
正組合員	780	794	14
個 人	766	774	8
法 人	14	20	6
准組合員	1,482	1,549	67
個 人	1,451	1,519	68
法 人	31	30	△1
合 計	2,262	2,343	81

(5) 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
活活楽楽篤農クラブ(担い手部会)	103
旬菜館さくら出荷協議会(産直部会)	87
蒲生あかねいちじく生産出荷組合	8
J A 共済友の会「億友会」	409
カルチャースクール(参加人数)	92
年金受給者友の会	1,617
元気高齢者のつどい	56
くらし活動	256

(6) 特定信用事業代理業者の状況

- ・該当する代理業者はありません。

(7) 地区一覧

東近江市
鋳物師町 蒲生岡本町 上麻生町 下麻生町 蒲生大森町 大塚町 田井町 鈴町
蒲生堂町 宮川町 外原町 宮井町 葛巻町 横山町 合戸町 上南町 市子沖町
市子殿町 市子松井町 市子川原町 平林町 石塔町 綺田町 蒲生寺町
桜川東町 桜川西町 川合町 木村町 稲垂町

(8) 店舗等のご案内

(平成 27 年 3 月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本店	東近江市市子殿町 240 番地	0748-55-1171	1 台
旬菜館さくら	東近江市桜川西町 79 番地	050-5802-4747	1 台
西ふれあい店	東近江市鑄物師町 725 番地	—	1 台

4. 事業の概況（平成 26 年度）

（1）組合の事業活動の概況に関する事項

日本経済は、株価を中心に緩やかな回復を続けているとみられるものの、円安の進行は物価の高騰となり、回復の実感が伴わない状況が続いています。農業に関しては、農林水産業の成長産業化推進に向けた政府の、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が提示されるなど、農業に対する議論が高まり大きく変化した 1 年でもありました。政府はこの新たな農業政策を更に推進するうえで、「60 年ぶりの農協改革」も打ち出しました。今後 JA グループ全体としても転換期を迎え、JA 滋賀蒲生町においても組織・事業および経営管理に係る自己改革の方向性を協議し実践して参ります。

また、昨年のお米の作柄については 8 月の長雨の影響により品質の低下と収量減、米価の大幅な下落、さらには米の直接支払交付金が一昨年の半額という農業経営は過去にない深刻な状況となりました。当 JA では独自に米の販売先との直接取引や個別委託販売など系統販売だけに頼ることなく優位販売に取り組み、生産者の所得向上に向け取り組んで参りましたが、平成 26 年産米においては厳しい状況でありました。今後も蒲生米として新たな販売先を模索し、生産者の所得向上に向け努力して参ります。

こうした状況の中、米価下落に伴う農業経営支援対策として、独自に出荷頂いたお米に対し 100 円/1 俵の支援等を行うなど対策としては十分ではありませんが、これからもご意見、ご要望等に反映した対応に心がけて参ります。

このように大変厳しい状況の中ではありますが、平成 26 年度におきましては、事業利益で 6,020 万円、経常利益で 7,488 万円、当期剰余金といたしまして 5,332 万円、当期末の未処分剰余金といたしまして 14,771 万円を計上させて頂く事が出来ました。このことにより、剰余金処分案と致しまして、内部留保に努め経営の安定に資するほか、出資配当金ならびに事業分量配当金と致しまして、1,913 万円を利益還元することを提案させて頂けますことは、ひとえに組合員皆様をはじめ当 JA をご利用頂きました皆様のご理解とご指導の賜と厚く御礼申し上げます。

（2）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

指導事業

① 水稻

水稻の登熟期である 8 月の台風や豪雨により、中生品種を中心に穂ずれにより粃のかっぺんが多く発生しました。また、日照不足により、早生品種を中心に成熟期が遅れ、米の乳白粒が多く品質が低下し、収量も昨年と比べ減少しました。

北海道・東北は作柄良好でしたが、滋賀県は 8 月の日照不足による登熟不良のため、低品位米が多くなり作況指数は 97 の「不良」となりました。

全国的には平年並みの作柄であったことや米の需要の減少等により、過去 10 年で最大水準の過剰在庫の状況となり、米価が大幅に下落しました。当 JA では米価下落による助成措置等の対応を行いました。

② 小麦・大豆

小麦は生育期間を通じて湿害を受けた圃場は少なかったため、生育は順調で平年より多収となりました。大豆につきましては、特産大豆、白大豆で合計で 1,499 反の作付けを頂き販売高は 1 億 1,285 万円に次ぐ品目となりました。

③ 野菜・花卉

野菜につきましては契約栽培によるキャベツ、かぼちゃ、玉ねぎ、小菊の栽培に取り組んで頂きました。

⑤ 生活事業

カルチャースクールや味噌加工の講習会のほか、地産地消の料理講習である「家の光クッキングフェスタ」や元気高齢者のイベントを実施し、組合員に集う「場」を提供しました。

④ その他

担い手育成では、新たに4集落で農事組合法人を設立され、合計15法人となり集落営農組織を含め、地域の34集落の半数に営農組織が設立されました

信用事業

農業メインバンク、生活メインバンク機能を強化して、組合員や地域の皆様に愛され、信頼される金融機関をめざして取り組んで参りました。その結果、期末貯金残高では270億3,400万(前年対比103.7%)となりました。また、年金受給者の会による活動や社会保険労務士を招いての年金相談会を充実させ、152口の年金新規口座の開設をして頂くことが出来ました。

共済事業

組合員・利用者の満足度の向上をめざすために、訪問活動で「安心チェック」を実施する事で、次世代・若年層への接点活動につなげフォロー推進や請求忘れの確認等に取り組むと共に、利用者ニーズに沿った保障提案活動を実施致しました。

地域貢献活動では、交差点における事故防止の啓発に取り組み、交通立ち番を月2回実施しました。

また、地域住民の方と繋がり強化とJA事業の周知を目的として、アンパンマンショーを開催しました。

長期共済の新契約は912件 49億5,835万円(保障)の新契約を頂きました。ニューパートナーへの取り組みでは、152名(前年対比101%)の新規ご加入を頂きました。短期共済では、合計で1億9,053万円の掛金を頂きました。自賠責共済では、947件の契約を頂きました。共済事業合計では、12億8,033万円(内満期共済金 9億281万円 割合70.5%)をお支払い致しました。

購買事業

[生産資材]

肥料・農薬では環境こだわり農産物・特別栽培米による有機肥料や土づくり肥料を、を主力として、1億5,560万円を供給しました。また、その他生産資材等の供給高は3,345万円で生産資材合計では1億8,906万円の供給となりました。

[生活資材]

葬祭部門では、ホール葬77件・自宅葬16件のご利用を頂きました。この供給は「日用保険雑貨等」にも含まれており、供給高は9,532万円となりました。

また、燃料部門では、価格下降の影響もあり供給高は2億3,234万円でした。生

活資材合計では3億4,679万円の供給となりました。

購買事業全体で、5億3,586万円の供給高実績を計上することが出来ました。

販売事業

作柄不良等にて収量が減少したものの、組合員皆様のご協力によりまして 92,232袋（前年比89%）の出荷を頂きました。主な販売先は特別栽培米の日本晴は柿の葉寿司（たなか）へ、環境こだわり米のコシヒカリは学校給食、キヌヒカリは生協、レーク65は西日本パールライスを通じてスシロー等へ供給を致しました。また、輸出米につきましては、シンガポール、香港へ販売を行いました。

小麦は781t（前年比131%）を検査し、1等Aランクの検査結果となりました。特産大豆は全農を通じて173tを小田垣商店に販売致しました。

利用事業

育苗センターでは集落営農組織、組合員皆様方のご利用を頂き70,831枚（前年比105%）の苗箱を供給致しました。麦乾燥施設では好天に恵まれ897t（前年比128%）の荷受重量でした。カントリーでは、1,730t（前年比99%）の荷受重量となりました。

加工事業

味噌加工では、ふるさとBOX（300ケース）、学校給食や直売所（旬菜館「さくら」）を通じて錦大豆で作った佐久良川みそを2,468kg供給しました。

精米加工では、主に環境こだわり米を学校給食に供給するほか旬菜館「さくら」等にて地域の消費者へ供給致しました。

その他事業

農地中間管理機構の設立に伴い、当JAの事業である農地集積化円滑化事業から機構が行う農地の賃貸借契約に約15haが切り替わりました。

（3）対処すべき重要な問題

- I. 協同組合の力で農業と地域を豊かにする「次代へつなぐ協同」の実践
 - ・「JA地域農業戦略」・「JA地域暮らし戦略」・「JA経営基盤戦略」の着実な具体的取り組みの実践を図ります。
 - ・組合員加入促進による組織基盤の強化に努めます。
- II. 地域農業の振興と求められる農産物の生産・販売振興
 - ・農地の高度利用と高品質化およびコスト削減対策を踏まえた生産及び販売を提案いたします。
 - ・「求められる農産物」として、水田を有効活用した野菜等の生産・販売振興を提案していきます。
- III. JA経営の健全化
 - ・JA経営の健全化を図るため、JAの総合力の発揮と事業の効率化に努めるとともに、各部署および事業活動の連携に取り組めます。
- IV. コンプライアンス体制の強化
 - ・透明性・信頼性の高いJA経営を目指し、適正なリスク管理と役職員の意識改革を推し進め、不祥事・事故の根絶に努めます。

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動を実施し、安全・安心の JA 米の確立と農家へのポジティブリスト制度へ対応と啓発に努めております。

◇担い手・特定農業団体への支援

従来の農家へのサービスの充実に努めるほか、新たな政策に対応して、専任の担い手担当を配置し、直播き栽培やフレコン集荷、特産大豆の機械化等担い手・特定団体の営農活動の省略化に重点をおいて実施しております。

◇直売所(旬菜館さくら)、地産地消・食育の取り組みなど

旬菜館さくらにて新鮮野菜を地元の消費者や学校給食に供給しております。農協においては、農家に手作り味噌教室の実施や地元消費者に精米や味噌を供給しております。また、地元小学校・生協等での体験水田の支援などの活動をしております。

◇農業関連融資の状況

農業関係への 26 年度融資として、日本政策金融公庫資金として 32,429 千円融資しております。農業関係への融資残高は 105,045 千円となっております。

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動(社会的責任)

・環境問題への取り組み状況

地域清掃のエコフォスターの実施(毎月)および環境に配慮した環境こだわり農産物の支援、廃棄プラスチック・農薬の回収等を行っています。

・各種募金活動・公益団体等への寄付

◇地域貢献情報

・地域からの資金調達の状況

組合員や地域の方からお預かりしております貯金は平成 27 年 3 月末で 27,034,106 千円お預かりしております。

・地域への資金供給の状況

組合員や地域の方および管内の地方公共団体等にご融資させていただいております貸出金は、平成 27 年 3 月末で 4,259,362 千円となっております。

・文化的・社会的貢献に関する事項(地域との繋がり)など

カルチャー教室やグランドゴルフ大会、健康診断の実施及び少年スポーツ大会への支援等を実施しています。

7. リスク管理の状況

I. リスク管理体制

1. リスク管理の基本的考え方

(1) 重要な運用方針の決定

年次運用方針等の重要な運用方針はALM委員会において協議し、この結論を踏まえて理事会で決定しています。

(2) 相互牽制機能の発揮

運用方針の決定とその執行およびリスク管理機能を分離し、相互に牽制しあうことにより十分なリスク管理を行っています。具体的には、四半期運用方針等の意思決定はALM委員会、執行は運用担当部(注1)、リスク管理はリスク管理担当部(注2)が担当しています。

また、組合内で定期的な内部監査を行い、運用業務が適切に行われているかチェックに努めています。

(注1) 運用にかかる執行と後方事務は、それらの機能を課単位で分離しています。課単位で分離が困難な場合は、少なくとも担当者単位で分離をしています。

(注2) 運用とリスク管理はそれらの機能を課単位で分離。ただしリスクが限定的でかつ、リスク管理上支障がないと認められた場合は、担当者単位での分離も例外的に認めています。

(3) リスク情報の経営層への報告

運用担当部は、余裕金運用に関するリスク情報について定期的にリスク管理担当部へ報告しています。

リスク管理担当部は、その内容を評価・分析のうえ組合長・担当理事へ報告し、四半期ごとにALM委員会へ報告しています。またALM委員会での協議結果は理事会・監事へ報告しています。リスク情報は以下のとおりとしています。

- ① 運用実績(残高の増減、期間収益等の状況)
- ② 運用・調達全体における金利感応度分析(ALM分析資料)
- ③ 有価証券の評価損益の状況
- ④ 金融機関、債権発行体等に対する与信状況
(発行体ごとの与信残高及び銘柄又は発行体の格付け状況等を含む)
- ⑤ その他リスク管理上必要と判断される情報

2. リスク管理体制

(1) 理事会・監事

a 理事会は、ALM委員会からリスク情報の報告を受け、これを踏まえて余裕金運用にかかる方針を最終的に決定しています。

b 監事はリスク情報の報告を受け、業務執行の的確性等をチェックしています。

(2) A L M委員会

a 位置づけ

A L M委員会は、組合の余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関とし、理事会で定めた運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行います。

b 目的

A L M分析・方針・経済金融見通し、及びリスク情報の検討を踏まえ、有価証券等余裕金の具体的な運用方針・計画を協議・決定のため。

c 構成員

組合長、担当理事、リスク管理担当課長、運用担当課長、金融(貯金・貸出)担当課長等で構成し、組合長・担当理事が招集し、原則四半期に1回開催することとし必要に応じて随時開催しています。

(3) リスク管理担当部

資産・負債及び損益に関する全体企画・管理のほか、運用担当部と独立したモニタリング部署として、リスク情報を集中管理する。A L M委員会の事務局機能を担う。

3. 管理対象リスク

(1) 金利変動リスク

市場金利の変化により、期間収支や有価証券の価値(評価損益)が変動するリスクであり、運用・調達全体の債権及び公社債が管理対象となります。

(2) 信用リスク

取引先や債権発行体が破産その他の理由により債務不履行を起こし、預け金や有価証券の元金の回収ができなくなるリスクであり、系統外預け金等が管理対象となります。

4. 各種リスクの具体的管理方法

(1) 金利変動リスクの管理

組合の運用・調達構造と市場金利の変化により期間収支の影響及び債権、公社債の残高と実現損益・評価損益の状況を定期的に把握・報告しています。

(2) 信用リスク管理

系統外預け金、金融債については、取得に際して格付け基準(実質的に信用リスクの分散がなされている場合を含む)を設定するとともに、発行体ごとに与信状況を定期的に把握・報告しています。

II. リスク管理手順

1. 年次運用方針の決定

定款の規程により余裕金運用にかかる年次運用方針を理事会に附議し決定するにあたっては、以下のとおり行うこととしています。

(1) 附議事項

- a 余裕金運用の基本方針
- b 余裕金の運用方法
 - ① 金融債、社債、短期社債等及び買入金銭債権等の取得基準
 - ② 有価証券等の取引のうち行ってはならない取引
- c 当該事業年度において余裕金運用のための取引先として予定する金融機関、証券会社等の名称
- d 運用計画額及び運用方針
 - ① 当該事業年度において見込まれる貯金及び定期積金の合計額、貸出金額並びに余裕金運用総額
 - ② 当該事業年度において計画する余裕金運用の運用目的別及び運用対象別の運用金額・運用限度額及び運用方針
 - ③ ②に基づく、保有目的区分別の運用金額及び運用方針
 - ④ 保有する有価証券等に係る保有目的区分
 - ⑤ 余裕金運用規程に定める格付・保有限度額制限の特例承認

(2) 決定の手順

- a 年次運用方針原案の作成
運用担当部は経済金融見通し及びリスク情報の分析を踏まえ、リスク管理担当部と協議のうえ、年次余裕金運用方針原案を作成する。
- b ALM委員会における協議と理事会附議
ALM委員会は年次運用方針原案を十分に協議し、原案を決定のうえ理事会へ附議しています。

2. 四半期運用方針・計画の決定

運用担当部は年次運用方針に基づき、経済金融見通しの検討等を踏まえ、リスク管理担当部と協議のうえ四半期ごとに運用方針と残高計画を作成することとし、その方針・計画をALM委員会で協議・決定しています。

(1) 協議・決定事項

当該四半期に運用する預け金、取得する有価証券及び買入金銭債権等の種類、年限、保有目的区分、時期、格付等の運用方針・計画

(2) 理事会報告

ALM委員会における協議・決定後、運用方針・計画を理事会へ報告する。

(3) 市場急変時のALM委員会の開催

市場金利の急激な変動及び与信額の格下げ等信用状況に大きな変化が生じた場合には、運用担当部は速やかに組合長・担当理事及びリスク管理担当部へ報告する。組合長・担当理事は、随時ALM委員会を開催する。

3. 運用実績及びリスク情報の管理・報告

(1) 運用実績の管理<月次管理・月次報告>

運用担当は、毎月末、余裕金の運用目的別運用対象別の運用額、実現損益、評価損益、限度額使用状況等の実績の取りまとめを行い、リスク管理担当へ報告しています。リスク管理担当は、その内容を評価・分析のうえ組合長・担当理事まで報告し、また、四半期ごとにALM委員会及び理事会へ報告しています。

なお、余裕金の運用目的別及び運用対象別の運用額が方針で定められた運用限度額に達した場合、もしくは余裕金運用規程に定める格付・保有限度額に抵触した場合には、運用担当は、速やかに組合長・担当理事及びリスク管理担当へ報告する。組合長・担当理事はALM委員会を招集し今後の対応について協議となります。

(2) 金利変動リスクの管理<月次管理・月次報告>

運用担当は、毎月末、有価証券の評価損益額について取りまとめを行い、リスク管理担当へ報告しています。

リスク管理担当は、その内容を評価・分析のうえ、組合長・担当理事まで報告する。また、組合の運用・調達全体の金利感応度等の状況に合わせて、四半期ごとにALM委員会及び理事会へ報告しています。

(3) 信用リスクの管理<月次管理・月次報告>

運用担当は毎月末、金融機関、債権発行体に対する与信状況と格付動向等の取りまとめを行い、リスク管理担当へ報告し、なお、買入金銭債権及び運用委託商品で特定銘柄に10%を超えて投資されることが明らかなものについては、当該残高の合算管理の対象としています。

発行体に対して、貸出等の与信がある場合には、余裕金運用と貸出金を合算した総与信額にも留意しています。

リスク管理担当は、その内容評価・分析のうえ、組合長・担当理事まで報告し、また、上記(1)と合わせて四半期ごとにALM委員会及び理事会へ報告しています。

4. 売買の執行及び有り高管理等におけるリスク管理

有価証券の売買及び管理に関しては、組合で定めた職制規程及び事務取扱いに関する手続に従い処理を行いますが、リスク管理の観点から以下の事項に留意しています。

(1) 約定・稟議

a 権限者への稟議

運用担当は月次運用方針・計画に基づき上席者と協議して個々の売買の約定を行い、売買する有価証券等の種類、銘柄、保有目的区分等、直ちに照合したうえで保管しています。

b 取引報告書との照合

取引証券会社等から送付される取引報告書は、運用担当以外の部署(少なくとも運用担当者以外の者)が受け取り、稟議内容との整合性を直ちに照合したうえで保管しています。

(2) 在り高管理等

a 在り高の管理

保有する現物、登録債及び振替債等については運用担当部以外の部署(少なくとも運用担当者以外の者)が保管・管理しています。

b 定期的な残高照会

運用担当部以外の部署(少なくとも運用担当者以外の者)が定期的に在り高を元帳と照会する。また、少なくとも年一回(本決算時等)残高証明書を徴求し、元帳との照合を行っています。

5. 自己検査

自己検査を定期的実施することにより、自己防止、業務運営能力の向上を努めています。

(1) 自己検査の頻度

運用担当部において年1回以上自己検査を実施しています。

(2) 検査結果の報告・事後処理

運用担当部は検査結果を運用部門担当理事・内部監査担当部へ報告し、内部監査担当部は監事へ報告しています。

問題が発見された場合には、運用担当部は直ちに事後の改善策を講じ、運用担当理事、内部監査担当部へ報告する。内部監査担当部は組合長・監事及び理事会等へ報告することとなっています。

6. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事業による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンスの推進を行うため、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、信用事業につきましては、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに信用事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「JAバンク苦情受付窓口」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話：0748-55-1171(月～金 9時～5時))

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

京都弁護士会(電話：075-231-2378)

①の窓口または滋賀県JAバンク相談所(電話：077-521-1911)にお申し出ください。
なお、京都弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構(電話：本部 03-5296-5031)

(財)日弁連交通事故相談センター(電話：本部 03-3581-4724)

(財)交通事故紛争処理センター(電話：東京本部 03-3346-1756)

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び単年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 27 年 3 月末における自己資本比率は 24.03% となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資のほか、回転出資が含まれています。

○普通出資による資本調達額 413,080 千円 (前年度 405,612 千円)

○回転出資による資本調達額 38,488 千円 (前年度 35,332 千円)

当 J A は「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A ・信連・農林中央金庫という 3 段階の組織が有機的に結びつき、「J A バンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金など

項目	しくみと特色	期 間	お預入れ金額
総合口座	普通貯金	いつでも出し入れ自由	…1円以上
	期日指定定期貯金	期日指定定期貯金… …最長3年 スーパー定期・大口定期貯金… 定型方式1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満	期日指定定期貯金…1千円以上 300万円未満
	スーパー定期		スーパー定期・大口定期貯金…1千円以上
	大口定期貯金		変動金利型定期貯金…1千円以上
変動金利型定期貯金	「貯めるお金」と「使うお金」を一つの口座で家計簿がわり財布がわりに上手に活かせる。余裕があれば定期貯金でどんどん増やし、使うときはご利用できて便利なキャッシュカードで引き出せます。給与・年金・配当金などを振込み指定すれば、自動的に入金され、公共料金、クレジットなどの支払いを自動的に行えますし、定期貯金のセットで自動融資もご利用頂けます。		
普通貯金	出し入れ自由としてご利用いただけます。また公共料金自動支払等各種サービスもご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	…1円以上
貯蓄貯金 (Ⅰ型、Ⅱ型)	市場金利連動の普通貯金です。但し基準残高が30万円、10万円の2通があり選択してご利用頂けます。尚、キャッシュカードの利用もできます。	原則いつでも出し入れ自由	…1円以上
納税準備貯金	納税に充てる資金を預入するための貯金で利率も普通貯金より利率が高くて有利でかつ、利息に対し非課税扱いです。	預入自由です。	…1円以上
通知貯金	短期の余裕資金を高い利息で運用できます。	据置き7日以上	…5万円以上
期日指定定期貯金	1年ごとの複利計算で高利回り1年据置き後は一部払出も可能です。	満期日が自由に指定でき最長3年(1年経過後解約自由但し1ヵ月前に解約予告が必要)	…1千円以上 300万円未満
自由金利型定期貯金(スーパー定期)	スーパー定期は1千円からご利用いただける自由金利の定期貯金です。金利は原則毎週月曜日に変更しますが、市場情勢により週半ばに変更を行うこともあります。お預入期間中はお預入の金利をそのまま適用します。総合口座もご利用いただけます。	満期指定方式 1ヵ月超5年未満 定型方式 1ヵ月～5年	…1千円以上
変動金利型定期貯金	大口資金適用に適した高利回りの貯金です。金利は、お預入時点の金利情勢により個別に決めさせていただきます。	満期日指定方式 1ヵ月超3年未満 定型方式 1年、2年、3年	…1千円以上
定期積金	毎月・2ヵ月・3ヵ月毎に少しずつかけてまとまった資金財産作りができる。ボーナス併用もOKです。	6ヵ月～5年まで月単位	…1千円以上 1円単位

◇貸出金業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種 類	お使いみち	ご融資金額	ご期間	
担保貸付	定期貯金担保貸付	定期元金額に対し	3年	
	定期積金担保貸付	定積掛込額	3年	
	共済証書担保貸付	約款貸付可能額に対し	5年	
住宅貸付	住宅ローン	住居の新築、増改築	5,000万円	35年
	クリーン500	水洗工事、浴室台所改築など	500万円	25年
農業貸付	営農ローン	農機具・施設導入資金	300万円	7年
	農業生産	生産施設資材供給品	500万円	7年
	農業経営ローン	営農資金	100万円	1年
	農業近代化	農業近代化設備・運転資金	別途お問合せください。	
	農林漁業	農業近代化設備	別途お問合せください。	
	アグリマイティ資金	農業関連資金	・個人5,000万円 ・法人、特定農業団体1億	15年
	農機ハウスローン	農機具・施設導入資金等	1,800万円	10年
農トラローン	営農に関する農業用トラック資金	200万円	5年	
その他貸付	暮らしのローン	営農・営業・生活資金	200万円	5年
	自動車ローン	自動車取得資金	300万円	5年
	教育ローン	就学子弟の入学金・授業料	500万円	据置含13年
	団体貸付	組合員が構成する団体・その他団体	別途お問合せください。	
	総合口座貸越		200万円	

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立安全・確実・迅速にできます。

◇国債窓口販売業務

国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売をしております。

◇サービス・その他

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込みサービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取扱いしております。又、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めております。

[共済事業]

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの「ひと・いえ・くるま」を相互扶助によりトータルに保障しています。個人の日常生活を送るうえで必要とされる様々な保障・ニーズにお応えできます。

当JAの共済事業では生命共済、建物更生共済、年金共済など一つの窓口で扱っており、きめ細かで総合的な保障の提供に努めております。

※ご注意 民間では保険といわれていますがJAでは、共済と呼んでいます。

・主な共済の種類

共済種類	内容
終身共済	終身にわたって被共済者のかたの死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態等を保障する共済です。(注1)
一時払終身共済	
養老生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態等を一定期間保障し、満期時には満期共済金を支払う共済です。(注2)
一時払養老生命共済	
こども共済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。(注3)
定期生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障する共済です。
がん共済	終身にわたって被共済者の悪性新生物・脳腫瘍を総合的に保障する共済です。
医療共済	被共済者の入院・手術・放射線治療を保障する共済です。(入院見舞保障や先進医療保障の付加も選択できます。)
介護共済	終身にわたって被共済者が公的介護保険制度における要介護2以上に認定された場合や、所定の重度要介護状態を保障する共済です。(注4)
一時払介護共済	
建物更生共済	火災、地震、自然災害による建物の損害に対して保障する共済です。
自動車共済	自動車事故の様々なリスクに備えるための共済です。
自賠償共済	自動車の運行によって他人を死亡させたり負傷させたりしたために、自動車の保有者または運転者が損害賠償責任を負った場合の損害(対人賠償)を保障する共済です。

(注1)一時払終身共済は死亡のみ保障します。

(注2)一時払養老生命共済は死亡のみ保障し、満期時には満期共済金を支払います。

(注3)養育年金特則を付加した場合、共済契約者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。

(注4)一時払介護共済は被共済者の死亡時に給付金をお支払いします。

[購買事業]

当 J A では組合員の皆さまに肥料・農薬を中心に生産資材商品の提供を行うと共に、燃料や L P ガスといった生活に関わる商品や、安全安心なお米など食料品の提供にも努めています。

また、葬祭事業ではホール葬、自宅葬共に顧客の負担を軽減し、ニーズに合わせた安心プランを提供しています。

[営農指導・生活指導事業]

① 営農指導

地域における米づくりの中心である担い手に、営農、経営、政策面での諸課題を解決して「売れる、米、麦、大豆」を目指した営農指導に取り組みます。

農家の営農のために水稻栽培指導や農家の経営指導等を行いながら、生産組織部会の支援、小麦・大豆・野菜・果樹の指導も努めています。又、食農プランの実践を図っています。

② 生活指導

女性が集える場所を提供し積極的に参画しやすいお花教室、はなむすび教室・ヨガ教室等のカルチャースクールの開講を行っています。

[販売事業]

農家で生産されたお米を当 J A は委託を受け消費者をはじめ卸の方に出荷販売しております。均質でおいしい味のお米を食べて頂くために生産・出荷に心がけております。みなさんにきっと喜んで頂けるものと思っております。

売れる蒲生米・消費者が求める蒲生米に向けて安全・安心対策はもとより、ニーズに即応した品質の向上を目指し、喜ばれる蒲生米の安定供給を通じて、消費者とより一層の信頼の構築に向けた取り組みを行います。

[倉庫事業]

当 J A は倉庫事業を営んでおりますが寄与されています農産物のみを取り扱っており、その保管・入出庫業務を展開しております。

[利用事業]

組合員の皆さんに次の 5 つの利用事業を行っております。

1. カントリー事業

大規模穀類乾燥調製貯蔵施設（お米の乾燥施設です。）

麦乾燥調製施設（小麦の乾燥施設です。）

2. 育苗センター事業

水稻育苗管理施設（お米の苗を作り農家とオペレーターとの連絡調整を行います。）

3. 農作業受委託事業

大豆用機械の貸し出し及び委託農家とオペレーターとの連絡調整を行います。

4. 葬祭事業

組合員等の皆さんの負担を軽減し、安心してご利用して頂く葬祭ホール（J A ホールがもう）を完備しております。また、自宅葬の祭壇もご用意しております。

5. 直売所事業

新鮮で安心・安全な野菜・花卉・果物を販売しています。

[加工事業]

地元特産の「錦大豆」を使用した、安全・安心な「佐久良川みそ」を地域：学校給食等に提供しています。

みそ加工施設・精米加工施設を設置運営しております。

[農地利用集積円滑化事業]

圃場(田んぼ)の貸し手・借り手の調整役を行います。又、受託農家の集積調整も行います。

耕作放棄地発生ゼロに向け経営体の面積の集約及び調整を行います。

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JA バンクシステム」の仕組み

JA バンクは、全国の JA・信連・農林中央金庫(JA バンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JA バンクシステム」を運営しています。

「JA バンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JA バンク法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JA バンク基本方針」を定め、JA の経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しい JA バンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JA バンク全体で個々の JA の経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システム[JASTEM システム]の利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。